

PFOS 又はその塩等含有製品を譲渡・提供する時の 表示内容の規定(案)について



「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の一部を改正する法律」が成立、公布され、これを踏まえて、第一種特定化学物質及びその含有製品を使用する取扱事業者に対して表示義務を課す条項(第 17 条の 2)が新設されました。

これを受け環境省等は、化審法施行令第 1 条第 17 号で定める「PFOS」、化審法施行令第 3 条の 3 の表第 1 号及び第 2 号に定める「エッチング剤」及び「半導体用のレジスト」、化審法施行令第 3 条の 3 の表第 3 号に定める「業務用写真フィルム」並びに化審法施行令附則第 3 項で定める「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」を譲渡・提供する時の表示内容の告示における規定を予定しています。

また、本規定について環境省等は平成 22 年 8 月 18 日までの間、意見募集を行っています。

1. 上記規定(案)の詳細は、下記 URL 等でご確認下さい。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595110060&Mode=0>

2. 今後のスケジュール(予定)

公布:平成 22 年 9 月

施行:平成 22 年 10 月 1 日

資料 2010 年 7 月 20 日付 電子政府の総合窓口 e-Gov HP

品質検査箇所 会田祐司